

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつある。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、そのような中で、新型コロナウイルス感染症、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、令和5年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政を確立することが求められる。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災対策、脱炭素化をはじめとした環境対策、地域活性化やデジタル化対策など、増大する行政需要を的確に把握し、住民生活を支える行政体制を維持するため十分な一般財源を確保すること。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者の自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と継続的な人材確保・育成のための財源措置を講じること。
- 3 地方交付税原資を確保するため地方交付税の法定税率の引き上げを行うこと。また、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の一層の強化を図るとともに、自治体の意見を十分踏まえ、疲弊した地域社会を活性化させるための積極的な財源措置を講じること。
- 5 会計年度任用職員制度の運用においては、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 6 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、人口急減補正など自治体の実情に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和 4 年 6 月 24 日

(議決年月日) 令和 4 年 6 月 24 日

(議決結果) 可決 (賛成多数)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣